

別表1 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（新築）の評価料金

別表1-1 必須4分野+選択の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	検査回数	建設評価料金
200㎡以内	一般工法	<u>56,100</u>	4 回	<u>114,400</u>
	型式認定	<u>40,700</u>		<u>82,500</u>
	製造者認証		3 回	<u>78,100</u>
			2 回	<u>73,700</u>
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>66,000</u>	4 回	<u>136,400</u>
	型式認定	<u>47,300</u>		<u>97,900</u>
	製造者認証		3 回	<u>93,500</u>
			2 回	<u>89,100</u>

別表1-2 必須4分野の場合

(税込 単位：円)

延床面積	物件区分	設計評価料金	検査回数	建設評価料金
200㎡以内	一般工法	<u>51,700</u>	4 回	<u>108,900</u>
	型式認定	<u>37,400</u>		<u>79,200</u>
	製造者認証		3 回	<u>73,700</u>
			2 回	<u>69,300</u>
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>59,400</u>	4 回	<u>132,000</u>
	型式認定	<u>42,900</u>		<u>95,700</u>
	製造者認証		3 回	<u>90,200</u>
			2 回	<u>85,800</u>

別表2 他住戸がある共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-1 必須4分野+選択2分野以上の場合

（税込 単位：円）

延床面積	物件区分	設計評価料金	検査回数	建設評価料金
200㎡以内	一般工法	<u>69,300+5,500×M</u>	4回	<u>102,300+9,900×M</u>
	型式認定	<u>45,100+4,400×M</u>		<u>79,200+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>67,100+7,700×M</u>
				2回
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>80,300+5,500×M</u>	4回	<u>122,100+9,900×M</u>
	型式認定	<u>52,800+4,400×M</u>		<u>94,600+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>81,400+7,700×M</u>
				2回
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>99,000+5,500×M</u>	4回	<u>132,000+9,900×M</u>
	型式認定	<u>63,800+4,400×M</u>		<u>103,400+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>89,100+7,700×M</u>
				2回
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>162,800+5,500×M</u>	4回	<u>188,100+9,900×M</u>
	型式認定	<u>106,700+4,400×M</u>		<u>147,400+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>130,900+7,700×M</u>
				2回
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>292,600+5,500×M</u>	4回	<u>325,600+9,900×M</u>
	型式認定	<u>190,300+4,400×M</u>		<u>217,800+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>198,000+7,700×M</u>
				2回

Mは評価戸数

別表2 他住戸がある共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-2 必須4分野+選択1分野の場合

（税込 単位：円）

延床面積	物件区分	設計評価料金	検査回数	建設評価料金
200㎡以内	一般工法	<u>61,600+5,500×M</u>	4回	<u>99,000+9,900×M</u>
	型式認定	<u>40,700+4,400×M</u>		<u>77,000+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>64,900+7,700×M</u>
				2回
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	<u>73,700+5,500×M</u>	4回	<u>118,800+9,900×M</u>
	型式認定	<u>48,400+4,400×M</u>		<u>92,400+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>79,200+7,700×M</u>
				2回
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>90,200+5,500×M</u>	4回	<u>128,700+9,900×M</u>
	型式認定	<u>59,400+4,400×M</u>		<u>101,200+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>86,900+7,700×M</u>
				2回
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	<u>155,100+5,500×M</u>	4回	<u>185,900+9,900×M</u>
	型式認定	<u>102,300+4,400×M</u>		<u>145,200+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>128,700+7,700×M</u>
				2回
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	<u>277,200+5,500×M</u>	4回	<u>306,900+9,900×M</u>
	型式認定	<u>181,500+4,400×M</u>		<u>207,900+7,700×M</u>
	製造者認証		3回	<u>188,100+7,700×M</u>
				2回

Mは評価戸数

別表2 他住戸がある共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-3 必須4分野の場合

（税込 単位：円）

延床面積	物件区分	設計評価料金	検査回数	建設評価料金
200㎡以内	一般工法	$60,500+5,500 \times M$	4 回	$97,900+9,900 \times M$
	型式認定	$39,600+4,400 \times M$		$75,900+7,700 \times M$
	製造者認証		3 回	$63,800+7,700 \times M$
				2 回
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$72,600+5,500 \times M$	4 回	$117,700+9,900 \times M$
	型式認定	$47,300+4,400 \times M$		$91,300+7,700 \times M$
	製造者認証		3 回	$78,100+7,700 \times M$
				2 回
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$89,100+5,500 \times M$	4 回	$127,600+9,900 \times M$
	型式認定	$58,300+4,400 \times M$		$100,100+7,700 \times M$
	製造者認証		3 回	$85,800+7,700 \times M$
				2 回
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$154,000+5,500 \times M$	4 回	$184,800+9,900 \times M$
	型式認定	$101,200+4,400 \times M$		$144,100+7,700 \times M$
	製造者認証		3 回	$127,600+7,700 \times M$
				2 回
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$276,100+5,500 \times M$	4 回	$305,800+9,900 \times M$
	型式認定	$180,400+4,400 \times M$		$206,800+7,700 \times M$
	製造者認証		3 回	$187,000+7,700 \times M$
				2 回

Mは評価戸数

別表3 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（新築）の長期使用構造等確認料金

（税込 単位：円）

延床面積	物件区分	長期使用構造等確認料金
200㎡以内	一般工法	<u>51,700</u>
	型式認定	<u>37,400</u>
	製造者認証	
200㎡を超え 1,000㎡以内	一般工法	<u>59,400</u>
	型式認定	<u>42,900</u>
	製造者認証	

別表4 他住戸がある共同住宅等（新築）の長期使用構造等確認料金

別表4 -1

（税込 単位：円）

延床面積	物件区分	長期使用構造等確認料金
200㎡以内	一般工法	$\underline{60,500+5,500 \times M}$
	型式認定	$\underline{39,600+4,400 \times M}$
	製造者認証	
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$\underline{72,600+5,500 \times M}$
	型式認定	$\underline{47,300+4,400 \times M}$
	製造者認証	
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$\underline{89,100+5,500 \times M}$
	型式認定	$\underline{58,300+4,400 \times M}$
	製造者認証	
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$\underline{154,000+5,500 \times M}$
	型式認定	$\underline{101,200+4,400 \times M}$
	製造者認証	
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$\underline{276,100+5,500 \times M}$
	型式認定	$\underline{180,400+4,400 \times M}$
	製造者認証	

Mは評価戸数

別表4 他住戸がある共同住宅等（新築）の長期使用構造等確認料金

別表4-2 一次エネルギー消費量を住棟で評価する場合

（税込 単位：円）

延床面積	物件区分	長期使用構造等確認料金 [※]
200㎡以内	一般工法	$63,800 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$41,800 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$75,900 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$49,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$92,400 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$60,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$159,500 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$104,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$281,600 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$183,700 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	

Kは全住戸数 Mは評価戸数

※ 共用部の設備が照明設備、換気設備のみ料金に含まれます。（空調設備等がある場合は別途見積もりさせていただきます。）

別表 5 設計性能評価と長期使用構造等確認が一体申請等の場合に一方の申請料金に加算する料金

別表 5-1 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等の新築

(税込 単位：円)

申請の種類	申請内容の整合	加算料金
一体申請		3,300
同時申請※ 1	申請内容が整合している	4,400
併願申請※ 2 ※ 3	申請時期及び内容の整合は問わない	8,800

※ 1 同時申請とは、設計性能評価と長期使用等確認の申請時期が同時で申請内容が整合（一致）している申請です。（以下、同じ）

※ 2 併願申請とは、設計性能評価と長期使用等確認の申請時期が違う申請です。申請内容の整合は問いません。（以下、同じ）

※ 3 長期先行の併願申請において、設計性能評価で選択分野がある場合は、必須分野との差額が別途かかります。

別表 5-2 他住戸がある共同住宅等の新築

(税込 単位：円)

申請の種類	申請内容の整合	加算料金
一体申請		$2,200 + 2,200 \times M$ $+ 6,600 \times N$
同時申請	申請内容が整合している	$3,300 + 2,200 \times M$ $+ 6,600 \times N$
併願申請※ 1	申請時期及び内容の整合は問わない	$11,000 + 4,400 \times M$ $+ 6,600 \times N$

Mは同じ住棟内の一体、同時又は併願申請対象の申請戸数

Nは同じ住棟内の一体、同時又は併願申請対象以外の申請戸数

※ 一次エネルギーを住棟全体で評価する場合は、 $N = \text{住棟の全住戸数} - M$ とします。

※ 共用部を計算に含める場合は、別途見積もりとさせていただきます。

※ 1 長期先行の併願申請において、設計性能評価で選択分野がある場合は、必須分野との差額が別途かかります。

別表 6 新築建物のその他審査、検査等の料金

別表 6-1 【一戸建て住宅又は他住戸がない共同住宅等】設計評価、建設評価※₁及び長期使用構造等確認の変更等
(税込 単位：円)

申請の種類	変更内容等		申請毎の料金
性能又は長期の単独、 同時又は併願申請	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	5,500
		2分野以上の変更	11,000
	5-1, 5-2の変更		8,800
一体申請	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	7,150
		2分野以上の変更	12,650
	5-1, 5-2の変更		10,450
(削除)			
共通	軽微変更該当証明申請		5,500
	審査を伴わない変更		2,750

※1 変更建設評価申請の前に、変更設計評価申請が必要になります。

別表 6-2 【他住戸がある共同住宅等】設計評価、建設評価※₁及び長期使用構造等確認の変更等
(税込 単位：円)

申請の種類	変更内容等		申請毎の料金※ ₂
性能又は長期の単独、 同時又は併願申請	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	$4,400+1,100 \times M$
		2分野以上の変更	$8,800+2,200 \times M$
	5-1, 5-2の変更		$5,500+3,300 \times M$
一体申請	5-1, 5-2以外の変更	1分野変更	$6,050+1,100 \times M$
		2分野以上の変更	$10,450+2,200 \times M$
	5-1, 5-2の変更		$7,150+3,300 \times M$
共通	軽微変更該当証明申請		$4,400+1,100 \times M$
	審査を伴わない変更		$1,650+1,100 \times H$

※1 変更建設評価申請の前に、変更設計評価申請が必要になります。

※2 住戸毎に審査が必要な場合、住戸毎に料金がかかります。Mは審査対象戸数です。

Hは対象となる評価書又は確認書の数です。

別表 6 新築建物のその他審査、検査等の料金

別表 6 -3 【一戸建て住宅、共同住宅等】再検査及び取下げ時の料金 (税込 単位：円)

再検査 1 回につき	22,000/回
取下げ届出時点で準備に入っている検査又は実施済の検査料金	22,000/回

別表 6 -4 【一戸建て住宅】室内化学物質濃度等の測定評価 (税込 単位：円)

測定方式	測定範囲	評価料金 (2 サンプル)	追加サンプル 1 個 あたりの加算額
標準方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	154,000	38,500
	ホルムアルデヒドのみ	115,500	22,000
簡易測定方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	93,500	33,000
	ホルムアルデヒドのみ	71,500	22,000

別表 6 -5 【共同住宅等】室内化学物質濃度等の測定評価 (税込 単位：円)

測定方式	測定範囲	評価料金 (2 サンプル)	追加サンプル 1 個 あたりの加算額
標準方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	$77,000+77,000 \times M$	38,500
	ホルムアルデヒドのみ	$71,500+44,000 \times M$	22,000
簡易測定方式	ホルムアルデヒド及びVOC (4種)	$44,000+49,500 \times M$	33,000
	ホルムアルデヒドのみ	$44,000+27,500 \times M$	22,000

Mは評価戸数（10戸を超える場合は、別途見積りとさせていただきます）。

別表 6 新築建物のその他審査、検査等の料金

別表 6 -6 【一戸建て住宅、共同住宅等】建設評価項目の追加

(税込 単位：円)

建設評価申請受理後の評価項目の追加	11,000
-------------------	--------

※ 追加評価項目の検査が可能な場合に限りです。

※ 建設評価項目の追加にあたり、変更設計評価申請が必要です。

※ 設計評価料金については別表6-1又は別表6-2、建設評価料金については従前の建設評価料金と評価項目追加後の建設評価料金（別表 1～2）との差額が発生します。

別表 6 -7 交付図書を書面とする場合の印刷料金（1 申請 1 件あたり）

(税込 単位：円)

印刷図書の種類	対象申請		料金
評価書等※1	全申請	性能長期一体申請は 1 申請として扱います	1,100
評価書等+添付図書等※2	建設評価	性能長期一体申請は別申請（2 申請）として扱います	1,650
	上記以外		2,750※3

※1 評価書等とは、（変更）設計性能評価書、（変更）建設性能評価書、（長期）確認書をいいます。

※2 添付図書等とは、各申請書の副本及び添付図書をいいます。

※3 添付図書等の一部当たりの合計枚数が200枚を超える場合、100.枚ごとに550円を加算します。

別表 7 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（既存）の建設評価料金

別表 7-1 木造又は鉄骨造でRC造部分がない建物

（税込 単位：円）

区分 延床面積	評価書(新築)あり※1			評価書なし ※他機関発行の評価書ありも含む		
	基本料金	分ごと加算※2		基本料金	分ごと加算※2	
200㎡以内	88,000	構造	22,000	110,000	構造※5	55,000
		劣化	11,000		劣化※6	22,000
		断熱のみ※3※4	33,000		断熱のみ※3※4	33,000
		一次エネのみ※3※4	33,000		一次エネのみ※3※4	33,000
		断熱+一次エネ※3※4	55,000		断熱+一次エネ※3※4	55,000
		その他※7	@1,100		その他※7	@2,200
		長期確認（既存）と一体申請※8	92,400		長期確認（既存）と一体申請※8	92,400
200㎡超え ～ 500㎡以内	99,000	構造	22,000	132,000	構造※5	55,000
		劣化	11,000		劣化※6	22,000
		断熱のみ※3※4	33,000		断熱のみ※3※4	33,000
		一次エネのみ※3※4	33,000		一次エネのみ※3※4	33,000
		断熱+一次エネ※3※4	55,000		断熱+一次エネ※3※4	55,000
		その他※7	@1,100		その他※7	@2,200
		長期確認（既存）と一体申請※8	92,400		長期確認（既存）と一体申請※8	92,400
500㎡超え 又は 軒高 9 m 超え	110,000	構造	27,500	154,000	構造※5	66,000
		劣化	11,000		劣化※6	22,000
		断熱のみ※3※4	33,000		断熱のみ※3※4	33,000
		一次エネのみ※3※4	33,000		一次エネのみ※3※4	33,000
		断熱+一次エネ※3※4	55,000		断熱+一次エネ※3※4	55,000
		その他※7	@1,100		その他※7	@2,200
		長期確認（既存）と一体申請※8	97,900		長期確認（既存）と一体申請※8	97,900

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)

※3 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※4 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※5 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします

（但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）

・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証と完了検査に用いられた図書（工事監理報告書・施工写真・各種試験結果等）がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※6 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※7 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

※8 構造、劣化、断熱、一次エネ、維持管理の分野に限ります

別表 7 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（既存）の建設評価料金

別表 7-2 RC造、木造又は鉄骨造でRC造部分のある建物

(税込 単位：円)

区分 延床面積	評価書(新築)あり ^{※1}			評価書なし ※他機関発行の評価書ありも含む		
	基本料金	分ごと加算 ^{※2}		基本料金	分ごと加算 ^{※2}	
200㎡以内	99,000	構造	27,500	132,000	構造 ^{※5}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※6}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※3※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4}	33,000		一次エネのみ ^{※3※4}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4}	55,000		断熱+一次エネ ^{※3※4}	55,000
		その他 ^{※7}	@1,100		その他 ^{※7}	@2,200
		長期確認（既存）と一体申請 ^{※8}	97,900		長期確認（既存）と一体申請 ^{※8}	148,500
200㎡超え ～ 500㎡以内	110,000	構造	27,500	154,000	構造 ^{※5}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※6}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※3※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4}	33,000		一次エネのみ ^{※3※4}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4}	55,000		断熱+一次エネ ^{※3※4}	55,000
		その他 ^{※7}	@1,100		その他 ^{※7}	@2,200
		長期確認（既存）と一体申請 ^{※8}	97,900		長期確認（既存）と一体申請 ^{※8}	148,500
500㎡超え または 軒高 9 m 超え	121,000	構造	33,000	176,000	構造 ^{※5}	77,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※6}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※3※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4}	33,000		一次エネのみ ^{※3※4}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4}	55,000		断熱+一次エネ ^{※3※4}	55,000
		その他 ^{※7}	@1,100		その他 ^{※7}	@2,200
		長期確認（既存）と一体申請 ^{※8}	103,400		長期確認（既存）と一体申請 ^{※8}	159,500

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)

※3 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※4 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※5 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします

(但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）

・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証と完了検査に用いられた図書（工事監理報告書・施工写真・各種試験結果等）がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※6 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※7 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

※8 構造、劣化、断熱、一次エネ、維持管理の分野に限ります

別表 8 他住戸がある共同住宅等（既存）の建設評価料金

(税込 単位：円)

区分 延床面積	評価書(新築)あり※ ¹			評価書なし ※他機関発行の評価書ありも含む		
	基本料金	分ごと加算※ ²		基本料金	分ごと加算※ ²	
5 階建て以下 かつ 1000㎡以内	(住棟評価)			(住棟評価)		
	88,000	構造	33,000	220,000	構造※ ⁵	77,000
		劣化	11,000		劣化※ ⁶	22,000
		維持管理	5,500		維持管理	22,000
		その他	@2,200		その他	@2,200
	(住戸評価/1戸あたり)			(住戸評価/1戸あたり)		
	@22,000	断熱のみ※ ³ ※ ⁴	33,000	@33,000	断熱のみ※ ³ ※ ⁴	33,000
		一次エネのみ※ ³ ※ ⁴	33,000		一次エネのみ※ ³ ※ ⁴	33,000
		断熱＋一次エネ※ ³ ※ ⁴	55,000		断熱＋一次エネ※ ³ ※ ⁴	55,000
		その他※ ⁷	@1,100		その他※ ⁷	@2,200
	長期確認（既存）と一体申請※ ⁸		140,800+ 79,200×M	長期確認（既存）と一体申請※ ⁸		344,300+ 90,200×M
6 階建て以上 かつ 1000㎡を超え	(別途お見積り)			(別途お見積り)		

※ 1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※ 2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます(詳しくはお問い合わせ下さい)

※ 3 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※ 4 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※ 5 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします

(但し、等級 1（現場検査による劣化の状況によっては等級 0）の評価となります）

・耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証と完了検査に用いられた図書（工事監理報告書・施工写真・各種試験結果等）がある場合を除き、評価を希望されても等級 0 となります

※ 6 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級 2 以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※ 7 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

※ 8 構造、劣化、断熱、一次エネ、維持管理の分野に限ります

別表9 既存建物等のその他調査、検査等の料金

別表9-1 既存住宅の室内空気中の化学物質等の濃度等の測定、蟻害、腐朽調査 (税込 単位：円)

測定、調査内容	料金
化学物質	新築の場合と同じ
蟻害調査	別途お見積り (44,000～55,000)
腐朽調査	別途お見積り (44,000～)

別表9-2 既存住宅の石綿含有建材の有無等 (税込 単位：円)

測定対象	料金
吹付か石綿、吹付けロックウール、それ以外の建材 (測定実施を申請者が選択した建材)	測定対象 2 品目の場合 398,200円 (1 品目あたり 3 検体採取。測定対象が 1 品目増える毎に116,600円加算)
書面調査、現場確認により測定対象が 1 品目になった場合、評価料金は281,600円に減額されます。測定対象がない場合、評価料金は55,000に減額されます。	
試料採取に際して天井等の一部をはがす、高所作業で足場が必要ななどの場合は申請者にて準備をお願いします。また、試料採取部分の簡便な飛散防止対策は行いますが、その部分及び前期準備部分の復旧・補修は申請者にてお願いします。	

別表9-3 既存住宅の室内空気中の石綿の粉塵の濃度等 (税込 単位：円)

測定対象	料金
居室等における室内空気中の石綿の粉塵の濃度	1 か所に付き279,400円 (2 資料採取・分析)

別表9-4 評価書又は確認書の再交付 (税込 単位：円)

基本料金	8,800
書面で交付する場合、基本料金の他に、申請毎に 1 件当たり2,750円 _{※1} の料金がかかります。	

※1 合計枚数が200枚を超える場合、100.枚ごとに550円を加算します。

別表9-5 交付図書を書面とする場合の印刷料金 (1 申請 1 件あたり) (税込 単位：円)

印刷図書の種類	対象申請		料金
評価書等 _{※1}	全申請	性能長期一体申請は 1 申請として扱います	1,100
評価書等+添付図書等 _{※2}		性能長期一体申請は別申請 (2 申請) として扱います	2,750 _{※3}

※1 評価書等とは、現況検査・評価書、(長期) 確認書等をいいます。

※2 添付図書等とは、各申請書の副本及び添付図書をいいます。

※3 添付図書等の一部当たりの合計枚数が200枚を超える場合、100.枚ごとに550円を加算します。

**別表10 一戸建て住宅及び他住戸がない共同住宅等（増改築※₁、変更※₂、既存※₃）の
長期使用構造等確認料金**

（税込 単位：円）

既存部分と増改築部分の合計 の床面積 （但し、既存部分の構造及び省エ ネの審査がない場合は既存部分の 面積を含めない）	物件区分	長期使用構造等確認料金	
		一次エネルギー消費量等級 評価有	一次エネルギー消費量等級 評価無
200㎡以内	一般工法	73,700	69,300
	型式認定	59,400	56,100
	製造者認証		
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	81,400	77,000
	型式認定	64,900	61,600
	製造者認証		

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅お認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 この場合の「既存」は、建築行為を伴わない既存住宅です。

別表11 他住戸がある共同住宅等（増改築_{※1}、変更_{※2}、既存_{※3}）の長期使用構造等確認料金

別表11-1

（税込 単位：円）

既存部分と増改築部分 の合計の床面積 （但し、既存部分の構造及び省 エネの審査がない場合は既存部 分の面積を含めない）	物件区分	長期使用構造等確認料金	
		一次エネルギー消費量等級 評価有	一次エネルギー消費量等級 評価無
200㎡以内	一般工法	$82,500+5,500 \times M$	$78,100+4,400 \times M$
	型式認定	$61,600+4,400 \times M$	$58,300+3,300 \times M$
	製造者認証		
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$94,600+5,500 \times M$	$90,200+4,400 \times M$
	型式認定	$69,300+4,400 \times M$	$66,000+3,300 \times M$
	製造者認証		
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$111,100+5,500 \times M$	$106,700+4,400 \times M$
	型式認定	$80,300+4,400 \times M$	$77,000+3,300 \times M$
	製造者認証		
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$176,000+5,500 \times M$	$171,600+4,400 \times M$
	型式認定	$123,200+4,400 \times M$	$119,900+3,300 \times M$
	製造者認証		
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$298,100+5,500 \times M$	$293,700+4,400 \times M$
	型式認定	$202,400+4,400 \times M$	$199,100+3,300 \times M$
	製造者認証		

Mは評価戸数

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅お認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 この場合の「既存」は、建築行為を伴わない既存住宅です。

別表11 他住戸がある共同住宅等（増改築_{※1}、変更_{※2}、既存_{※3}）の長期使用構造等確認料金

別表11-2 一次エネルギー消費量を住棟で評価する場合

（税込 単位：円）

既存部分と増改築部分 の合計の床面積 （但し、既存部分の構造及び省 エネの審査がない場合は既存部 分の面積を含めない）	物件区分	長期使用構造等確認料金 _{※4}
200㎡以内	一般工法	$85,800 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$63,800 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	$97,900 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$71,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	$114,400 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$82,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	$181,500 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$126,500 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	$303,600 + 3,300 \times K + 2,200 \times M$
	型式認定	$205,700 + 2,200 \times K + 2,200 \times M$
	製造者認証	

Mは評価戸数

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅お認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 この場合の「既存」は、建築行為を伴わない既存住宅です。

※4 共用部の設備が照明設備、換気設備のみ料金に含まれます。（空調設備等がある場合は別途見積もりとさせていただきます。）

別表12 業務規程第34条各号（評価料金を減額する為の要件）に該当する場合の減額率等

（税込）

業務規程	減額要件	対象となる評価等の業務	減額率等
第1号	住宅型式性能認定住宅等	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額料金は別表1，別表2，別表3，別表4、 <u>別表10、別表11</u> に記載の通り（「型式認定」の評価料金を適用）
第2号	認証型式住宅部分等を含む住宅	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額料金は別表1，別表2，別表3，別表4、 <u>別表10、別表11</u> に記載の通り（「製造者認証」の評価料金を適用）
第3号	確認申請との併願	設計評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額率上限10%
	確認申請（確認申請が年間36回以上）との併願		<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第4号	中間検査、完了検査との併願	建設評価（新築）	減額率上限10%
	中間検査、完了検査（完了検査が年間で36回以上）との併願		<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第5号	年間で24回以上の申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額率上限 <u>10%</u>
	年間で120回以上の申請		<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第6号	共同住宅等で同タイプの住戸が多い	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第7号	予め定める期間（閑散期）	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号又は第2号と同じ</u>
第8号	一団の住宅開発等で同時に3棟以上	建設評価（新築）	減額率上限 <u>10%</u>
第9号	機関の定めるソフトウェアによる申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	減額料金2,200円
第10号	地方公共団体が行う制度の要件の申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号、第2号と同じ</u>
第11号	激甚災害指定	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認（新築、増改築、変更、既存） 一体申請（新築）	<u>第1号、第2号と同じ</u>

※ 複数の減額要件に該当する場合は、重複して適用することが出来ません。（但し、第8号のみは重複可としますが、減額率上限は40%となります）

※ 別表5の料金（性能評価と長期使用構造等確認が一体申請等の場合に加算する料金）及び別表6～9の料金（変更、室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等）については、適用することが出来ません。

別表13 業務規程第35条各号（評価料金を増額する為の要件）に該当する場合の増額率等

(税込)

業務規程	増額要件	対象となる評価等の業務	増額率等
第1号	他機関の設計評価の場合の 建設評価	建設評価（新築）	当機関の設計評価料金の二分の一を 加算
第2号	第3条に定める休日の評価等の 業務	設計評価、建設評価又は 長期確認 （新築、既存、変更、再検査、 室内化学物質濃度の測定等）	評価等1回につき、4,400円を加算
第3号	検査回数の追加	建設評価 （新築、既存、変更、再検査、 室内化学物質濃度の測定等）	検査1回につき、22,000円を加算
第4号	液状化情報の提供	設計評価（新築）	設計評価2,200円を加算

※ 第1号及び第4号は、別表1、別表2の料金に対して適用します。

※ 第2号及び第3号は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10及び別表11（但し、別表6-6、6-7、9-5を除く）の料金に対して適用します。

※ 第2号については、同一物件の他の検査との同時検査では、1の検査に対してのみ適用します。

※ 第4号は別表1、別表2の「一般工法」の料金（但し、第34条第3号及び第5号に該当する場合は除く）に対してのみ適用します。

別表14 業務規程第33条後段、第34条各号及び第35条各号に該当する場合の評価料金等の計算式

- ① 別表1～2の設計評価料金＝料金表の料金（A、B又は減額後のC） $\div$ D+K（其々に該当する増額）
- ② 別表1～2の建設評価料金＝料金表の料金（A、B又は減額後のC）+D+E+K（其々に該当する増額）
+その他該当に応じて遠隔地料金（別表15）を加えた額
- ③ 別表3、4、10又は11の長期使用構造等確認料金＝料金表の料金（A、B又は減額後のC）（各表下の※部分を加味した料金）
 $\div$ D（該当する増額）
- ④ 性能と長期が一体申請等の場合の料金＝①又は②又は③の料金+別表5の料金（各表下の※部分を加味した料金）
- ⑤ 別表6～9の料金（室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等）＝料金表による料金（各表下の※部分を加味した料金）
+D+E（其々に該当する増額）
+その他該当に応じて遠隔地料金（別表15）を加えた額
(税込)

業務規程		要件		設計評価・長期使用構造等確認		建設評価	
				増・減額率等	計算結果	増・減額率等	計算結果
第34条 (減額)	第1号	住宅型式性能認定住宅等	A			A	
	第2号	認証型式住宅部分等を含む住宅	B			B	
	第3号	確認申請との併願	C	$\times 10\%$			
		確認申請 (確認申請が年間36回以上)との併願	C	第1号又は第2号の料金			
	第4号	中間検査、完了検査との併願			A,B又は減額後のCを算出 (但し、該当する要件が複数存在しても重複して活用することは出来ません)	C	$\times 10\%$
		完了検査 (完了検査が年間36回以上)との併願				C	第1号又は第2号の料金
	第5号	年間24回以上の申請	C	$\times 10\%$		C	$\times 10\%$
		年間120回以上の申請	C	第1号又は第2号の料金		C	第1号又は第2号の料金
	第6号	共同住宅等で同タイプの住宅が多い	C	第1号又は第2号の料金		C	第1号又は第2号の料金
			C	第1号又は第2号の料金		C	第1号又は第2号の料金
	第7号	予め定める期間（閑散期）	C	第1号又は第2号の料金		C	第1号又は第2号の料金
	第8号	一団の住宅開発等で同時に3棟以上				C	$\times 10\%$
	第9号	機関の定めるソフトウェア申請	H	$\times (-2,200)$		H	$\times (-2,200)$
	第10号	地方公共団体が行う制度の要件の申請	C	第1号又は第2号の料金		C	第1号又は第2号の料金
	第11号	激甚災害指定	C	第1号又は第2号の料金		C	第1号又は第2号の料金
		A,B又は減額後Cの料金					
第35条 (増額)	第1号	設計評価が他機関				K	$\times$ (当機関の設計評価料金の二分之一)
	第2号	第3条に定める休日の評価等の業務	D	$\times 4400$		D	$\times 4,400$
	第3号	検査追加				E	$\times 22,000$
	第4号	液状化情報提供	K	$\times (+2,200)$			
第33条	後段	遠隔地料金				F	$\times G$

A：料金表の「型式認定」の料金 B：料金表の「製造者認証」の料金 C：料金表の「一般構法」の料金

D：該当する評価等の回数 E：追加の検査回数 F：検査回数 G：別表15による H,K：該当する場合は「1」を入力

- ※ この表は、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、長期使用構造等確認、一体申請の申請毎の評価料金等を算出します。
- ※ 第34条第8号以外の各号に該当する減額については、重複して適用することは出来ません。（但し、第8号が重複する場合、減額上限は40%となります）
- ※ 第34条第1号～第11号に該当する減額については、別表6～9の料金（一体加算、変更、室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等）に適用することが出来ません。
- ※ 第35条第1号及び第4号は、別表1、別表2の料金に対して適用します。
- ※ 第35条第2号及び第3号は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10及び別表11（但し、別表6-6、6-7、9-5を除く）の料金に対して適用します。
- ※ 第35条第2号については、同一物件の他の検査との同時検査では、1の検査に対してのみ適用します。
- ※ 第35条第4号は別表1、別表2の「一般工法」の料金（但し、第34条第3号及び第5号に該当する場合は除く）に対してのみ適用します。

別表15 遠隔地料金

別表15-1

(税込 単位：円)

地域区分	遠隔地料金	備考
<u>I</u> 地域	<u>3,300</u>	管轄支店、管轄事務所又は当社が定める業務拠点から概ね40km～70kmに含まれる地域
<u>II</u> 地域	<u>6,600</u>	管轄支店、管轄事務所又は当社が定める業務拠点から概ね70km～100kmに含まれる地域
<u>III</u> 地域	<u>10,450</u>	管轄支店、管轄事務所又は当社が定める業務拠点から概ね100km～150kmに含まれる地域
<u>IV</u> 地域	<u>別途見積もり料金</u>	管轄支店、管轄事務所又は当社が定める業務拠点から概ね150km <u>以遠及び</u> 離島等

※ 上記料金は検査1回に対する料金です。但し、当機関が確認検査を行う場合、竣工検査における遠隔地料金はかかりません。

※ 宿泊を要する場合、実費相当額（税込）を加算します。

※ 管轄支店、管轄事務所以外の地域で検査を行う場合、別途見積もりさせていただきます。但し、管轄外でも別表15-3に記載されている場合は記載の通りとなります。

※ 管轄支店、管轄事務所及び当社が定める業務拠点は下表の通りです。

別表15-2 管轄支店、管轄事務所及び当社が定める業務拠点

都道府県	管轄支店、管轄事務所	当社が定める業務拠点	地域区分
			(地域区分毎の市町村)
北海道	札幌事務所（札幌市）		I、II、III、IV
青森県		青森市	I、II
岩手県		盛岡市	I、II
宮城県	東北支店（仙台市）		I、II
秋田県		秋田市	I、II
山形県		山形市	I、II、 <u>IV</u>
福島県	<u>郡山事務所（郡山市）</u>		I、II
茨城県	常総事務所（守谷市）		I、II
栃木県	北関東支店（宇都宮市）		
群馬県	群馬事務所（伊勢崎市）		I、II
埼玉県	埼玉支店（さいたま市）		I
千葉県	東関東支店（千葉市）		I
東京都	東京支店（新宿区） 多摩支店（立川市）		
神奈川県	神奈川支店（横浜市）	小田原市	<u>II</u>
新潟県		新潟市、長岡市	I、II、 <u>IV</u>
山梨県		甲府市	
長野県	<u>長野事務所（長野市）</u>	<u>松本市</u>	I、II
静岡県	静岡支店（静岡市）	浜松市、沼津市	I、II

※ 遠隔地料金についてご不明な場合、事前にご相談下さい。

別表15 遠隔地料金

別表15-3 第33条後段における地域区分及び市町村名（1）

県名 支店、事務所	当社が定める 拠点	地域区分	市町村名
北海道 ●札幌事務所 （札幌市）			
		<u>I 地域</u>	月形町 岩見沢市 浦臼町 奈井江町 美瑛市 三笠市 夕張市 栗山町 由仁町 安平町 厚真町 苫小牧市 白老町 泊村 壮瞥町 喜茂別町 留寿都村 洞爺湖町 真狩村 京極町 ニセコ町 倶知安町 共和町 仁木町 余市町 古平町 伊達市（旧大滝村） <u>登別市</u>
		<u>II 地域</u>	増毛町 北竜町 雨竜町 新十津川町 滝川市 砂川市 赤平市 歌志内市 芦別市 占冠村 中富良野町 むかわ町 平取町 積丹町 室蘭市 富良野市 豊浦町 蘭越町 黒松内町 寿都町 岩内町 神恵内村 伊達市（旧伊達市） 日高町（旧門別町）
		<u>III 地域</u>	苫前町 小平町 留萌市 沼田町 秩父別町 深川市 旭川市 鷹栖町 和寒町 比布町 当麻町 東川町 東神楽町 美瑛町 新得町 鹿追町 島牧村 上富良野町 清水町 芽室町 帯広市 中札内村 新冠町 新ひだか町 南富良野町 函館市 北斗市 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 せたな町 今金町 長万部町 日高町（旧日高町）
		<u>IV 地域</u>	乙部町 厚沢部町 江差町 上ノ国町 木古内町 知内町 松前町 福島町 遠別町 中川町 美深町 初山別村 羽幌町 名寄市 幌加内町 下川町 西興部村 剣淵町 士別市 滝上町 愛別町 遠軽町 上川町 置戸町 上士幌町 足寄町 士幌町 本別町 音更町 池田町 浦幌町 幕別町 豊頃町 更別村 大樹町 広尾町 浦河町 様似町 えりも町 他、I～III地域の市町村及び赤井川村、小樽市、札幌市、恵庭市、石狩市、 北広島市、江別市、当別町、南幌町、長沼町、新篠津村、千歳市以外の市町村
青森県	●青森市		
		<u>I 地域</u>	中泊町(旧小泊村) 今別町 田子町 深浦町 鯨ヶ沢町 西目屋村 弘前市 大鰐町 横浜町 六ヶ所村 野辺地町 東北町 三沢市 おいらせ町 六戸町 十和田市 五戸町 新郷村 南部町 三戸町 五所川原市（旧市浦村） 外ヶ浜町（旧三厩村）
		<u>II 地域</u>	大間町 佐井村 風間浦村 むつ市 東通村 八戸市 階上町
岩手県	●盛岡市		
		<u>I 地域</u>	<u>北上市</u> 葛巻町 西和賀町 遠野市 <u>奥州市</u> <u>岩泉町</u> <u>山田町</u> <u>普代村</u> <u>田野畑村</u> <u>二戸市</u> <u>九戸村</u> <u>一戸町</u> <u>宮古市</u> <u>金ヶ崎町</u>
		<u>II 地域</u>	洋野町 軽米町 大船渡市 陸前高田市 <u>住田町</u> 久慈市 野田村 <u>平泉町</u> <u>一関市</u> 大槌町 釜石市

別表15 遠隔地料金

別表15-3 第33条後段における地域区分及び市町村名（2）

県名 支店、事務所	当社が定め る拠点	地域区分	市町村名
宮城県 ●東北支店 (仙台市)			
		I 地域	栗原市 登米市 南三陸町 七ヶ宿町 丸森町 石巻市 (II 地域以外) 女川町 (II 地域以外) 塩釜市・浦戸諸島 (4島それぞれに付) 涌谷町
		II 地域	気仙沼市 出島 江島 宮戸島 田代島 網地島 金華山
秋田県	●秋田市		
		I 地域	能代市 三種町 北秋田市 由利本荘市 にかほ市 仙北市 大仙市 美郷町 横手市 羽後町
		II 地域	八峰町 藤里町 大館市 小坂町 鹿角市 湯沢市 東成瀬村
山形県	●山形市		
		I 地域	鮭川村 新庄市 最上町 酒田市 (IV地域以外) 金山町 大蔵村飛地 真室川町 三川町
		II 地域	遊佐町
		IV地域	酒田市飛島
福島県 ●郡山事務所 (郡山市)			
		I 地域	国見町 桑折町 伊達市 飯館村 広野町 南相馬市 葛尾村 浪江町 双葉町 大熊町 喜多方市 北塩原村 川内村 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 会津美里町 いわき市 昭和村 下郷町 古殿町 棚倉町 塙町 西会津町 鮫川村 富岡町 檜葉町 南会津町 矢祭町
		II 地域	新地町 相馬市 金山町 只見町 檜枝岐村
茨城県 ●常総事務所 (守谷市)			
		I 地域	鹿嶋市 潮来市 神栖市 日立市 常陸太田市 常陸大宮市
		II 地域	北茨城市 高萩市 太子町
		I 地域	坂東市 境町 五霞町
北関東支店が 検査する場合			

別表15 遠隔地料金

別表15-3 第33条後段における地域区分及び市町村名（3）

県名 支店、事務所	当社が定める拠点	地域区分	市町村名
栃木県 ●北関東支店 (宇都宮市)			
●群馬事務所 (伊勢崎市)			
		I 地域	神流町 中之条町 片品村 上野村 南牧村 川場村 みなかみ町
			下仁田町 東吾妻町 沼田市 高山村 昭和村
		II 地域	草津町 嬬恋村 長野原町
埼玉県 ●埼玉支店 (さいたま市)			
		I 地域	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村
千葉県 ●東関東支店 (千葉市)			
		I 地域	館山市 南房総市 鴨川市 勝浦市 御宿町 鋸南町 銚子市
			旭市 東庄町
東京都 ●東京支店 (新宿区) ●多摩事務所 (立川市)			
神奈川県 ●本店 ●神奈川支店 (共に横浜市)	●小田原市		
		II 地域	相模原市緑区藤野地区 相模原市緑区相模湖地区
新潟県	●長岡市 ●新潟市		
		I 地域	関川村 胎内市 阿賀町 南魚沼市 十日町市 上越市 津南町
			湯沢町
		II 地域	村上市 妙高市 糸魚川市
		IV 地域	佐渡市 粟島浦村

別表15 遠隔地料金

別表15-3 第33条後段における地域区分及び市町村名（4）

県名 支店、事務所	当社が定める拠点	地域区分	市町村名
山梨県	●甲府市		
長野県 ●長野事務所 （長野市）	●松本市		
		I 地域	小谷村 白馬村 北相木村 南相木村 南牧村 川上村 王滝村 上松町 大桑村 中川村 南木曽町 大鹿村 豊丘村 喬木村
		II 地域	阿智村 下條村 泰阜村 平谷村 阿南町 売木村 根羽村 天龍村
静岡県 ●静岡支店 （静岡市）	●浜松市 ●沼津市		
		I 地域	浜松市（天竜区） 川根本町 伊東市 東伊豆町 西伊豆町 河津町
		II 地域	松崎町 下田市 南伊豆町

※この表に記載の市町村名は、令和2年8月1日現在のものであり、今後の市町村の変遷に応じた対応となります。ご不明な場合、事前にご相談下さい。